



同居承認申請書

(あて先) 札幌市長

平成 年 月 日

●太枠内をご記入、ご確認ください。

住宅の所在地	区		
団地名・住宅番号	団地	棟	号室
名義人氏名	フリガナ	印	電話番号
	漢字		() —

私は、裏面の承認条件及び申請に必要な証明書類について十分理解したうえで、下記 1 の者の同居について承認を受けたいので、申請します。また、下記 2 についても確約・同意します。

記

1 同居させようとする者

フリガナ 漢字氏名	続柄	生年月日	年齢	職業 (在学中は学年を記入)	過去1年間の 収入金額(円)
		明・大・昭・平 年 月 日			
		明・大・昭・平 年 月 日			
		明・大・昭・平 年 月 日			
		明・大・昭・平 年 月 日			

2 確約書兼同意書

(1) 同居承認申請にあたり、私（現に私と同居している者を含む。）及び新たに同居しようとする者が、暴力団員（※）でないことを確約します。

(2) 私は、札幌市が北海道警察本部に対して、私（現に私と同居している者を含む。）及び新たに同居しようとする者の個人情報を提供し、暴力団員かどうかについて照会することについて同意します。

(3) 前項の照会により、私（現に私と同居している者を含む。）又は新たに同居しようとする者が暴力団員であることが判明したときは、同居承認を受けることができないことを了承します。

(4) 第2項の照会により、私（現に私と同居している者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、ただちに市営住宅を明け渡すことを確約します。

〔 ※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 〕

処理欄 (記載不要)	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 6か月	<input type="checkbox"/> 3親等	<input type="checkbox"/> 名義人	<input type="checkbox"/> 同居予定者	<input type="checkbox"/> 保証人
---------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------------------

1 承認条件

- ① 同居後の世帯収入が、政令月収25万9千円を超える場合は、承認できません。
- ② 下記ア～キに該当する者であった場合は承認できません。
 - ア 入居者が不正の行為によって入居したとき。
 - イ 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
 - ウ 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - エ 入居者が公営住宅法第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。
 - オ 入居者が公営住宅法第48条の規定に基づく条例に違反したとき。
 - カ 同居させようとする者に未納の家賃その他市営住宅の使用に係る債務がないこと。
 - キ 同居させようとする者が札幌市営住宅条例第32条第1項（第7号を除く。）の規定による明渡しの請求を受けて過去5年以内に市営住宅を退去し、又は現に当該請求を受けている者でないこと。
- ③ 名義人が当該市営住宅に入居してから6か月未満の場合は承認できません。
- ④ 同居させようとする者が名義人の3親等以内の親族でない場合は承認できません。
- ⑤ 同居させようとする者に配偶者がいる場合は、片方のみの同居は承認できません。
- ⑥ 名義人及び同居者（新たに同居させようとする者を含む）が暴力団員であった場合は承認できません。

2 申請に必要な証明書類

- ① 同居させようとする者の戸籍謄本等（名義人との関係・配偶者の有無が確認できること）
- ② 同居させようとする者の住民票（申請時のもの）
- ③ 同居させようとする者の収入状況を証する書類
 - 収入がまったくない場合でも、退職証明、所得証明書等、それを証明する書類が必要です。
 - 同居させようとする者が18歳以上の学生である場合は、在学証明書等が必要です。
- ④ 下記控除に該当する場合は、その該当する事実を証する書類
 - 障害者控除 … 障害者手帳の写しなど（氏名・等級が確認できること）
 - 寡婦又は寡夫控除
- ⑤ その他、札幌市長が指示する書類

3 注意事項

- 同居させようとする者が連帯保証人の場合は、同時に『連帯保証人変更承認申請』が必要です。
- 名義人及び現同居者で収入状況に著しい変動がある場合は、併せて『収入修正申告』をすることができます。
- 同居の承認を受けた者が、入居承継の資格を得る（名義人になれる）のは、承認日から1年以上現名義人と同居していることが条件となります。
※1年未満に現名義人に転出・死亡などがあった場合は、名義人になれません。

ご不明な点は、（一財）札幌市住宅管理公社 家賃係（電話 211-2355）にお問い合わせください。